

# 令和8年度玉野市トップアスリート・トップアーティスト招へい補助事業 募集要項

## 1 趣旨

本市の競技スポーツ・芸術文化発展を担う人材の育成ならびに本市生涯スポーツ・芸術文化の振興に資することを目的に、次の事業を行う団体に対して補助金を交付する事業です。

## 2 対象となる事業

### 【トップアスリート・トップアーティスト共通要件】

次の要件を全て満たしている事業に限ります。

- ・参加者は、原則として玉野市内の小・中学生等とする。（会場の規模等により他の参加者を認める。）
- ・宗教的、政治的、商業的な宣伝意図を有する事業でないこと。
- ・営利目的の事業でないこと。
- ・私的な活動（教室、クラブ等）でないもの。
- ・個人または一流派、一会派等のみで行わないもの。

### 【トップアスリート事業要件】

国内外で活躍する全国レベルのアスリート・指導者等を招へいし、玉野市内において、広く子ども等に優れたスポーツ技術に接する機会を提供する事業。

- (1) 技能や経験に基づく講演等
  - (2) 技術や戦術の向上に資する実技指導等
- ※ (1)、(2) **いずれか**を実施すること。

### 【トップアーティスト事業要件】

国内、外で活躍するアーティスト・指導者等を招へいし、玉野市内で広く子ども等に優れた芸術文化に接する機会を提供する事業。

- (1) 鑑賞機会の提供・・・演奏会、発表会、展覧会、講演会等
  - (2) 体験・研修・・・共演、実技指導、共同制作等
- ※ (1)、(2) **いずれか**を実施すること。

## 3 申請対象となる団体

### 【トップアスリート・トップアーティスト共通要件】

次に掲げる要件全てに該当する団体。

- ・玉野市内に住所又は活動の拠点をもつ団体であること。
- ・活動に対し明確な会計経理を実施していること。
- ・一定の規約を有し、代表者が明らかであること。

### 【トップアーティスト開催要件】

開催場所は市内の小中学校で、次に掲げる要件に該当するもの。

- ・市内各小・中学校単位。部活動、クラブ活動単位。（ただし50名以上）
- ※ 市内の学校での複数校合同開催可能

## **4 事業の実施期間**

令和8年8月3日から令和9年3月15日までの期間。

## **5 対象となる経費**

予算の範囲内において、アスリートまたはアーティスト・指導者等の招へいに要する経費並びに会場使用料等経費を補助。（1団体につき25万円を上限とする。補助率9/10）

### ●報償費（講師謝金 等）

講師謝金及び補助者謝金は、実際に講話や実技指導等を行う時間を踏まえて決定してください。

※ 講師の実績及び近年の講話・指導実績がわかるものがあれば、参考資料として添付してください。

※ 講師謝金と旅費等のその他経費は分けて計上してください。

### ●旅 費（講師旅費、宿泊費 等）

講師旅費：講師及び補助者の居住地から学校等実施会場までの往復旅費

※ 原則として公共交通機関をご利用ください。

#### 【鉄道料金】

運 賃：起点から会場までの最も経済的かつ効率的な経路の料金のみ。

※ 特急・急行の精算には必ず領収書が必要です。

#### 【航空券】

航空券の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合のみ計上可能。

※ 航空券の精算には必ず領収書が必要です。

#### 【自家用車】

車 賃：1kmあたり25円（小数点以下切り捨て、片道2km以内は対象外）

高速料金：高速道路の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合のみ計上可能。

※ 高速料金の精算には領収書またはETC利用明細が必要です。

#### 【宿泊費】

上限10,000円

※ 飲食費は除く（飲食費がある場合は補助対象外経費に記載すること。）

※ 実施日を起点として前泊または後泊する場合は、備考欄に理由を添えてください。

### ●需用費（印刷製本費、消耗品費 等）

購入予定品の単価及び購入数を記載し、使用目的が明確にわかるように記載してください。

### ●役務費（保険料、運搬費 等）

受講者の保険料や楽器等の運搬費

見積りがある場合は添付してください。

●使用料等（会場使用料 等）

会場使用料は各使用会場、単価及び使用時間を記載してください。

※ 応募者多数の場合は、選考時に査定を行い、申請額（上限25万円）より減額する場合があります。

※ 事務諸経費、飲食費、開催スタッフにかかる経費は対象となりません。

<補助対象とならない経費>

- ・事務運営に関する経費
- ・社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費  
交際費・接待費、飲食費、打ち上げ経費等
- ・その他の経費  
個人への支給品代、出演者への花束代、  
航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金，グリーン料金）など

## 6 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

令和8年5月1日（金）～5月29日（金）

(2) 応募方法

郵送又は持参してください。

(3) 応募書類

- ・申請書
- ・団体の概要（様式1）
- ・事業実施計画書（様式2）
- ・収支予算書（様式3）  
※ 「内訳」欄に、金額算出の根拠を必ず記入してください
- ・団体の定款・規約（※ 学校の場合は必要ありません）  
※ 申請書は社会教育課にあります。

(4) 申請書提出先

〒706-8510 玉野市宇野1-27-1

玉野市教育委員会 社会教育課

## 7 選考について

(1) 選考の方法

書類審査後、審査会で厳正に審査し、採否及び補助額を決定しますが、選考する上で必要がある場合は面接を行うことがあります。

(2) 選考の基準

【トップアスリート・トップアーティスト共通基準】

- ①事業目的との整合性  
本事業の趣旨を踏まえた事業であるか。
- ②事業の計画性・実現性  
内容、スケジュール、方法等の計画や人員等実施体制が、明確で実行可能な事業であるか。
- ③事業の企画力  
補助目的を的確に把握し効果的となるよう工夫されているか。
- ④収支計画の妥当性  
収支が事業内容に見合っており、補助金が有効に活用されている事業であるか。

### 【トップアスリート基準】

#### ①競技レベルの向上

次世代の競技レベルの向上、人材育成の期待度はどうか。

### 【トップアーティスト基準】

#### ①芸術文化レベルの向上

次世代の芸術文化レベルの向上、芸術文化の人材育成の期待度はどうか。

### (3) 選考結果

令和8年7月末頃、採否及び補助額を決定し、申請者あてに結果を通知します。

## **8 事業の実施**

- (1) 団体は、事業を実施する場合「玉野市トップアスリート招へい補助事業」・「玉野市トップアーティスト招へい補助事業」である旨をプログラム等の配布物、看板等に明記してください。
- (2) 団体は、補助金交付決定を受けた後に、事業を実施してください。  
補助金交付決定以前に実施した事業については、この事業の対象とはなりません。
- (3) 団体は、各報道関係者に対し、事前に事業実施の告知を行ってください。  
※ 必要な資料をご準備いただければ、市でも対応可能ですのでご相談ください。
- (4) 団体は、事業実施に係る責任者を定め十分な係員を配置して、必要な安全対策を行うとともに参加者に対する傷害保険に加入してください。他に同様の保険に加入している場合は、この限りではありません。
- (5) 補助採択決定後、事業の変更（日程・開催場所等）や中止が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。事業の内容・収支予算に重要な変更が生じていると認められた場合は、補助金を減額し、又は交付しません。
- (6) 団体、児童、生徒（保護者なども可）にアンケートを実施し、集計してください。  
※ アンケート（案）を添付しておりますが、概ねこの内容が含まれていればどのような様式でも構いません。

## **9 補助金の交付について**

補助金は、事業終了後に事業報告を受けて交付します。

団体は、事業終了後30日以内に提出してください。ただし、必ず令和9年3月31日までに提出してください。

- ・事業実績報告書
- ・収支決算書（千円未満切り捨て）
- ・収支の明細を記録した帳簿、通帳の写し
- ・領収書その他支出を証明する書類の写し
- ・事業に関連する写真・資料等

## **10 その他**

- (1) 国、県その他外郭団体からの補助の併用はできません。
- (2) 特定のアスリート・アーティスト等が特定の種目・演目・内容について、原則として同一の場所、又は市内を巡回して、数回に渡って事業を行う場合には、一つの事業として取り扱います。
- (3) 児童・生徒が、夢や将来の目標を具体的に持てるような事業内容となるよう工夫してください。

(4) 本事業は、市が採択決定団体に事業費の補助を行うものです。事業主体はあくまで申請団体ですので、市側が事業を企画・実施することや事業実施に際し協力するものではありません。

## **1 1 お問い合わせ先**

玉野市教育委員会 社会教育課

(トップアスリート) スポーツ振興係 若松

(トップアーティスト) 文化振興係 新

〒706-8510 玉野市宇野1-27-1

TEL 0863-32-5577 FAX 0863-32-1329

E-mail syakaikyouiku@city.tamano.lg.jp